

# みやこ町国土強靱化地域計画【概要版】

令和8年2月改定

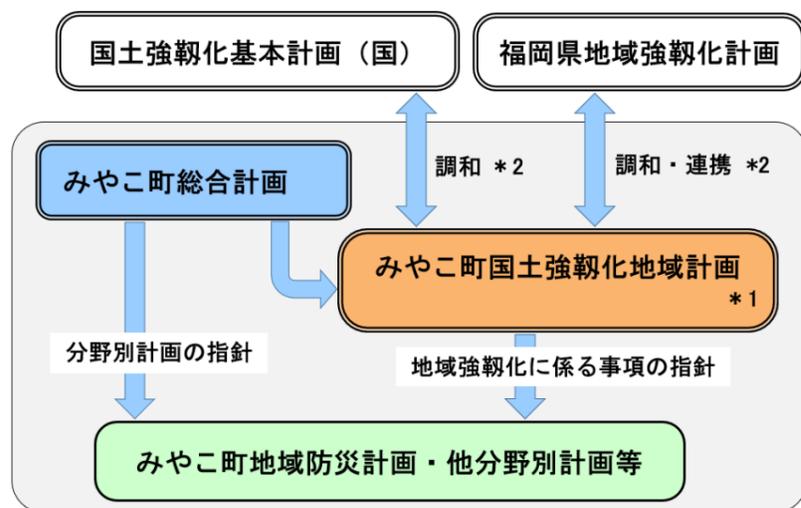
## 1 計画の改定趣旨、位置づけ

### 【計画の改定趣旨】

- 国土強靱化地域計画とは、平成25年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、地方公共団体が策定する計画で、大規模災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速復旧・復興が可能な「強靱な地域」を目指すものです。
- 令和3年6月に策定された「みやこ町国土強靱化地域計画」の改定にあたっては、計画策定後の社会情勢の変化や近年の災害からの知見を踏まえるとともに、令和5年7月に変更された国の「国土強靱化基本計画」及び令和4年3月に改定された「福岡県地域強靱化計画」との整合を図りつつ本町に必要な事前防災及び減災に資する施策を総合的、計画的に推進することを目的とします。

### 【計画の位置づけと対象とする区域】

- 本計画は、基本法第13条に基づき改定するもので、国土強靱化基本計画と調和を保ちつつ、福岡県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮しています。
- また、本計画は、「第3次みやこ町総合計画」との調和を図りながら、本町における地域強靱化施策を推進する上での指針とするものです。
- 対象とする区域は、みやこ町全域を基本とします。



\*1 国土強靱化基本法(13条) \*2 同法(14条)

## 2 みやこ町の地域特性

- みやこ町の地域特性として、①地形条件 ②土地利用規制 ③気象 ④人口の現状等を整理するとともに、みやこ町に影響を及ぼす大規模自然災害(地震、豪雨・台風)による過去の主な被害について整理しました。

## 3 みやこ町の強靱化の基本的な考え方

- 本計画は、国の基本計画及び福岡県地域強靱化計画を踏まえ、4つの基本目標を設定しました。
  - 人命の保護が最大限図られること
  - 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - 迅速な復旧復興

## 4 みやこ町の脆弱性評価と強靱化の推進方針

### ○事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の見直し

国や県の計画を参考にして、本町の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。(裏面参照)

### ○施策分野の見直し

国や県の計画をもとに、5つの施策分野を設定しました。

### ○脆弱性評価

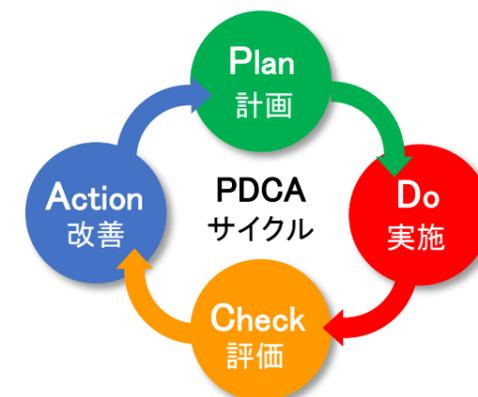
本町が取り組んでいる施策について、リスクシナリオ及び施策分野ごとに取り組む状況や課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について見直しました。

### ○推進すべき施策の方針

脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの「施策の推進方針」(裏面参照)を具体的な施策等とともに、見直しました。

## 5 計画推進の方策

- PDCAサイクルを通じて、計画を着実に推進します。
  - 計画の推進体制：全庁的な体制のもと、取組を推進します。
  - 計画の進捗管理：毎年度、目標の達成状況の把握等を行い、進捗を管理します。
  - 計画の見直し：施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮して、概ね5年ごとに計画全体を見直します。また、毎年度の進捗管理の中で、適宜必要な見直しを行います。



## ◆主な施策の推進方針(抜粋)

- ・ 事前に備えるべき6つの目標に対して、起きてはならない25の最悪の事態(リスクシナリオ)を設定し、そのリスクシナリオにおける施策を見直しました。
- ・ 下表の左から順に「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」、「主な施策の推進方針(抜粋)」を掲載しています。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		主な施策の推進方針(抜粋)	
①人命の保護が最大限図られること  ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること  ②町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  ④迅速な復旧復興	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	◆住宅、特定建築物の耐震化 ◆学校施設の耐震化 ◆病院、社会福祉施設等の耐震化	
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	◆気候変動による水災害の激甚化、頻発化に備えた「流域治水」の推進 ◆洪水及び内水に対するハザードマップの作成 ◆ため池の防災・減災対策 ◆地域防災力の強化	
		1-3	大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生	◆人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 ◆土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化 ◆山地災害、森林等の保全機能の低下への対応	
	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◆消防団の充実強化 ◆消防防災施設の整備促進 ◆総合的な防災力の強化	
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	◆医療施設の災害対策の推進 ◆災害時の搬送ルートの確保 ◆住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止等の促進	
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	◆健康管理体制の構築 ◆福祉避難所の設置・運営 ◆避難所運営の効率化 ◆避難所以外への避難者の対策の促進	
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◆公助による備蓄・調達の推進 ◆自助・共助による備蓄の促進 ◆高齢者施設等における電力供給体制の整備	
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	◆帰宅困難者に対する支援 ◆帰宅困難者対策の推進	
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	◆災害時に孤立するおそれがある集落の把握と必要となる設備や物資の確保 ◆分散型エネルギーの導入促進 ◆迂回路の指定と共有	
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	◆疫病のまん延防止◆避難所における感染症防止対策の徹底 ◆衛生環境の確保等 ◆医療活動を支える取組の推進	
	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	◆防災拠点となる公共施設の整備 ◆業務継続体制の確保 ◆各種防災訓練の実施 ◆受援体制の確保 ◆情報発信におけるSNSの活用
	②町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全	◆企業BCPの策定促進 ◆商工業者への事業継続支援 ◆交通・防災拠点の強化 ◆物流機能やサプライチェーンの維持
			4-2	有害物質の大規模拡散・流出	◆大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等 ◆毒物劇物の流出等の防止
			4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による甚大な影響	◆企業BCPの策定促進(再掲) ◆事業継続力強化支援計画の策定促進(再掲)
			4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響	◆農業水利施設の老朽化対策 ◆農道・林道の整備、保全 ◆農地等の防災・減災対策 ◆農業者によるBCP策定の促進
			4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	◆異常渇水等への対策の推進 ◆水道施設の総合的強化
			4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	◆地域における農地・農業水利施等の保全 ◆荒廃農地対策 ◆森林の整備・保全 ◆森林機能の維持
	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態	◆指定避難所及び避難所以外の避難者の支援体制 ◆避難行動要支援者の避難支援 ◆要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援 ◆外国人に対する支援 ◆町防災行政無線の運用 ◆情報・データ活用環境の整備
			5-2	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	◆水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進 ◆下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む) ◆下水道BCPの実効性の確保 ◆水資源の確保
			5-3	幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	◆代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 ◆道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強 ◆緊急輸送道路の整備 ◆災害時における自転車、バイク等の活用
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	◆事前復興ビジョンの策定の推進 ◆復旧を効率的に行う取組・手順の整理 ◆復興まちづくりのための事前準備の推進
			6-2	災害復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	◆防災担当職員等の育成 ◆建設人材の確保・育成 ◆災害ボランティア活動の強化 ◆農地防災・災害アドバイザーの育成・確保(再掲)
			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	◆災害廃棄物処理体制の整備
			6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	◆建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 ◆公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備 ◆家屋被害への対応の迅速化
			6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	◆地域コミュニティの活性化 ◆被災者等支援制度の周知 ◆貴重な文化財の喪失対策 ◆文化財の耐震化等の推進